

令和 7 年度友好姉妹都市合同交流事業にかかる 公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年度友好姉妹都市合同交流事業にかかる公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1. 事業概要

(1) 件名

令和 7 年度友好姉妹都市合同交流事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業の目的

令和 7 年は沖縄戦後 80 年の節目の年にあたることから、人的、文化的交流等を通じて相互理解と友好をより一層深め、平和の構築を図ることを目的に、平和の象徴として復活を遂げた「那覇大綱挽まつり」の期間に合わせて、友好姉妹都市合同交流にかかる事業を実施する。

(3) 業務内容

別紙「令和 7 年度友好姉妹都市合同交流事業委託業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日(金曜日)まで

2. 見積上限額

7,490,000 円(消費税及び地方消費税含む)

3. プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4. 参加資格要件

提案事業者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て、及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 公募開始日から契約締結日までの期間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条、及び那覇市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条に規定する暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (7) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 那覇市内に本社、若しくは支店又は営業所を有する者であること。

5. 協力連携事業者について

本事業を実施するにあたり、他の協力できる事業者(協力連携事業者)と連携して業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、自ら本事業の応募者となること及び複数の応募者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は、「4. 参加資格要件」記載の(1)～(8)までの要件を全て満たすこと。

6. 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 企画提案書等の受理
- (2) 書類審査及びプレゼンテーションを実施し、参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。
- (3) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとする。

7. 企画提案書等の提出

企画提案書は、別紙「業務仕様書」に基づき作成すること。

(1) 提出書類一覧

- ① 参加表明書兼誓約書及び提案提出書(様式1)
- ② 提案書(様式2)

※必要事項を満たしていれば任意様式で作成も可能。いずれの様式でも、概ね 15 ページ程度とすること。

③ 見積書(任意様式)

※委託料の総額のほか、積算がわかるように、項目、数量、単価、金額等を記載すること。

④ 会社概要(様式3)

- ⑤ 類似業務実績調書(様式4)
- ⑥ 定款又は寄付行為の写し
- ⑦ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書で提出日から3か月以内に交付されたもの)
- ⑧ 直近の市町村税の完納(滞納がないこと)を証明する書類
- ⑨ 直近の消費税の完納(滞納がないこと)を証明する書類
- ⑩ 協力連携事業者届出書(様式5) ※協力連携事業者がいる場合のみ提出。

(2) 提出書類の形式

① 正本1部、副本5部

上記「(1)提出書類一覧」の①～⑩の順で、様式等を A4 フラットファイル(縦)にファイリングし、各様式にはインデックスを貼りつけのうえ、正本1部、副本5部の計6部を提出すること。(副本はコピーでもよい。)

ファイル表面には、事業者名やタイトル等の記載、貼りつけは行わないこと。

また、正本の押印箇所には、全て代表者印を押印すること。

② 正本の PDF データ

(3) 提出方法

① 書類

「(2)提出書類の形式」－①については、下記あてに郵送(※1)または持参(※2)すること。

〒900－8585 那覇市泉崎1－1－1 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部 平和交流・男女参画課 宛

「令和7年度友好姉妹都市合同交流事業 申請書類在中」と朱書きすること。

(※1) 郵送の場合は簡易書留郵便で送付すること。

(※2) 直接持参して提出する場合は、下記番号あて事前予約をすること。

那覇市平和交流・男女参画課事務局(TEL:098－861－5195)

② PDF データ

「(2)提出書類の形式」－②については、下記メールアドレスあてに添付データとして送付すること。

メールアドレス:S-HEIDAN001@city.naha.lg.jp

件名を「令和7年度友好姉妹都市合同交流事業 申請書類」とすること。

(4) 提出期限

令和7年7月10日(木曜日) **正午必着**

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※窓口受付時間は、土日祝祭日を除く平日の、午前9時から午後5時まで。(午後0時～午後1時は除く。)

8. 質疑及び回答

本募集に関する質問は、別紙「質問書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。
また、件名を「令和7年度友好姉妹都市合同交流事業に関する質問」とすること。

なお、質問は電子メールでのみ受け付けるものとし、電話や事務局窓口等での照会対応は行わない。

提出期限：令和7年7月1日（火曜日）正午まで

メールアドレス：S-HEIDAN001@city.naha.lg.jp

回答日：令和7年7月3日（木曜日）※予定

回答方法：本市公式ホームページに掲載する。

9. 提案審査評価

前提として、次のすべての要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査は行わないものとする。

- ・「参加資格要件」の要件に合致すること。
- ・必要な書類がすべて、本要領に適合する形で提出されていること。
- ・提出した内容に不備や記載もれがないこと。
- ・提案見積金額が提案上限額を超えていないこと。
- ・提案履行内容に実行性があり、著しく業務仕様と離れていないこと。

（1）提案審査について

提案審査評価は、審査委員会による評価審査を経て、優先交渉権者を選定する。審査は原則、プレゼンテーション審査とするが、応募者が3者を超える場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査に進む事業者3者を選定する。

（2）審査項目及び配点（85点）

審査の項目は、以下のとおりとする。

① 事業趣旨理解度【配点5点】

- ・ 事業趣旨理解度（配点5点）

本事業の目的を理解し、それを達成するための的確な提案となっているか。

② 業務提案内容【配点55点】

- ・ 移動サポート関係業務（配点10点）

臨機応変に対応可能かつ、各団体へ十分なフォローを行える体制、方法が提案されているか。

- ・ 関係施設イベント等案内関係業務（配点15点）

事業目的を達成するのに十分かつ効果的な、企画内容、体制、方法が提案されているか。

- ・ 合同祝賀会関係業務（配点20点）

事業目的を達成するのに十分かつ効果的な、企画内容、体制、方法が提案されているか。

- ・ 通訳サポート関係業務（配点 10 点）

参加団体の使用言語に応じた、十分なサポート体制、方法が提案されているか。

③ 業務実績および実施体制【配点 10 点】

- ・ 業務実績（配点 5 点）

業務遂行にあたり、有効な同種業務および類似業務の実績を有しているか。

- ・ 実施体制（配点 5 点）

業務に携わるスタッフの実施能力は十分か。また、本業務を適切かつ円滑に実施できる運営体制が示されているか。

④ スケジュール【配点 5 点】

- ・ スケジュール（配点 5 点）

提示されたスケジュールは、具体的かつ本業務を遅滞なく実施されることが見込めるか。

⑤ 提案金額の価格点【配点 10 点】

- ・ 提案金額の価格点（配点 10 点）

企画提案審査評価基準に記載の通り採点を行う。

(3) プレゼンテーションの実施方法

日時:令和 7 年 7 月 17 日(木曜日) ※「11. 日程(予定)」を参照。

場所:那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 601 会議室（※予定）

- ① プレゼンテーション実施の順番は、原則応募受付順とし、応募者へ事前に連絡する。
- ② 1 者あたりのプレゼンテーション時間は 15 分以内、審査員質疑を 10 分程度とする。
- ③ プレゼンテーションの内容は、提出された提案書の内容に基づき補足して行うものとし、当日の内容変更や資料配布は認めない。
- ④ プロジェクタ、スクリーン(モニター)を用いる場合は事務局で準備するが、PC 等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案者自身が持参すること。
- ⑤ 那覇市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

(4) 審査方法

提案審査評価は、「令和 7 年度友好姉妹都市合同交流事業にかかる公募型プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)が行う。

(5) 審査結果の通知及び公表

委員会にて優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市ホームページにおいて、優先交渉権者名を公開する。優先交渉権者及び次点者以外の者に関する情報は公開しないものとする。委員会における審査内容については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。

(6) 企画提案の無効に関する事項

次の項目にひとつでも該当するときは、その提案は無効とする。

- ① 応募資格要件がない者が提案したことが発覚したとき。
- ② 同一の応募者が複数の提案をしたとき。
- ③ 書類等に虚偽の記載があったとき。
- ④ その他、本事業の企画提案に関する条件に違反したとき。

10. 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

- ① 優先交渉権者選定後、那覇市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- ② 協議において、必要範囲内の企画提案書の項目の追加、変更及び削除(以下「追加等」という。)を行ったうえで、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

- ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。
- ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始する。
- ③ 協議が成立した者を、以下「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

- ① 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者との協議をふまえて仕様書を改めて作成し、見積書を改めて徴取する。
- ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

11. 日程(予定)

本事業プロポーザルにかかる各日程は、次のとおりである。(変更可能性あり。)

募集要領等公告	令和7年6月25日(水曜日)
質問書受付期間	令和7年6月26日(木曜日)から 令和7年7月1日(火曜日)の正午まで
質問書に対する本市回答日	令和7年7月3日(木曜日)
参加表明書および企画提案書等提出期限	令和7年7月10日(木曜日)の正午まで

企画提案審査(プレゼンテーション)実施 ※応募が3者を超える場合は一次審査の日とする。	令和7年7月17日(木曜日)
企画提案審査(プレゼンテーション)予備日 ※一次審査が実施される場合は、当該日にプレゼンテーション審査を実施する。	令和7年7月23日(水曜日)
審査結果通知	令和7年7月25日(金曜日)
契約締結	令和7年7月31日(木曜日)

12. その他

(1) 留意事項

- ① 天候、社会情勢、参加団体の事情等外部要因によって、事業内容を変更(事業規模縮小・中止を含む)することがある。
- ② 上述の①により、事業規模の縮小・中止があった場合は、実績に応じて委託料を精算する。
- ③ 本事業の提案にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。
- ④ 提案者は1つの提案のみ行うこと。
- ⑤ 提出された資料の返却は行わない。
- ⑥ 企画提案書等提出後、那覇市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ⑦ 企画提案書に関する事項について、後日ヒアリングを行うことがある。
- ⑧ 審査方法や各日程、募集要領、仕様書等に変更が生じた場合は、那覇市ホームページで周知するため、確認すること。
- ⑨ 提案審査に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- ⑩ 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

(2) 対象経費について

本事業に係る対象経費は、以下のとおりとする。

① 事業費

本業務の実施に係る一切経費(賃金、謝礼金、会場使用料、手続きに関する経費、ほか必要経費)は事業費に含む。

受託者が支払う賃金等の、消費税が含まれていないものについては、その額を事業費として計上し、消耗品費等の既に消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上すること。

② 一般管理費

受託者が本業務を行うために必要な経費であって、本業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものとして、契約時の条件に基づいて一定の割合の支払いを認めるものである。

上限額は、事業費(再委託費用を含む場合は、当該再委託費用を除いた額)の税抜き総額の10%以内とする。

③ 消費税及び地方消費税

委託契約は一般に消費税法上役務の契約に該当し、原則として経費全体が消費税及び地方消費税の課税対象となるため、事業に要した経費は税抜き額で計上し、その後、事業費と一般管理費の合計額に消費税率10%分を加算するものとする。ただし、受託者が消費税法上の免税事業者である場合はこの限りでない。なお、消費税の計算につき、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

13. 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部 平和交流・男女参画課 平和交流グループ

担当: 與那覇(よなは)

電話: 098-861-5195

FAX: 098-861-4092

電子メールアドレス: S-HEIDAN001@city.naha.lg.jp (※「001」は数字。)